

## 富士市地区まちづくり活動推進条例 逐条解説

## 1 前文

雄大な富士山に抱かれた、私たちのまち、富士市における住民主体の地区まちづくり活動は、これまで多くの先人達の英知により、豊かに、また、活発に行われてきた。

地区それぞれの特色を生かし、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、富士市の活力の源となった。

今を生きる私たちには、まちの未来を明るく、魅力あふれるものにしていくために、この活力ある地区まちづくり活動を次の世代へと確実につなぐ務めがある。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、居住形態や生活様式の多様化などから、人と人の距離が広がり、市民の地域への関心が低下することにより、地域コミュニティが希薄化していくことが危惧されている。

今後、様々な地域課題に直面したとしても、こうした課題を解決するためには、「地域の課題は地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、地区の市民等と行政とが連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことがますます重要となってきた。

また、活発な地区まちづくり活動を続けていくためには、年齢や性別、あるいは団体や組織等の垣根を越えてお互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を合わせていくことが必要となる。

私たちはここに、将来にわたり活力あふれる地域コミュニティの実現に向けて、誰もが誇りを持ち、生き生きと活躍することができる、住民主体の地区まちづくり活動を推進していくため、この条例を制定する。

## 【解説】

前文は、富士市においてこれまで活発に行われてきた住民主体の地区まちづくり活動の経緯や、地区まちづくり活動を取り巻く現状と課題、これからの地区まちづくり活動の進むべき方向性等を示した上で、この条例を制定する意義について記しています。

第1、2段落では、これまでおおむね小学校区を活動範囲として展開されてきた住民主体の地区まちづくり活動の歴史と、長年積み重ねてきた活動の成果について示しています。

富士市では、昭和41年の合併以降、おおむね小学校区ごとに設置された公民館(平成20年度以降地区まちづくりセンター)を拠点として、様々な分野の地区団体により地区まちづくり活動が展開されてきました。地区の特色を生かした祭りや環境美化活動などの様々な活動は、現在にも確実に引き継がれています。

第3段落では、市民の務めとして、これまで活発に行われてきた地区まちづくり活動を、途切れることなく次の世代へとつないでいくことを示しています。

第4段落では、地区まちづくり活動を取り巻く現状や課題、また、それらによって地域コミュニティに危惧される影響について示しています。全国に変わらず、本市においても、少子高齢化が進行しており、平成20年の合併以降、世帯数は増加傾向にある一方で、人口は減少の一途をたどっています。また、平成27年度世論調査の結果においても、地域コミュニティへの帰属意識や地区まちづくり活動への参加意識の低下が顕著に現れています。

第5段落では、今後、こうした様々な課題に直面した際には、市民一人ひとりが「地域の課題は

地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義を認識した上で課題解決に向けた主体的な取組を進めること、更には、市民等と行政とが連携して地域コミュニティの活性化に取り組むことの重要性について示しています。

第6段落では、活発な地区まちづくり活動を続けていくために、年齢や性別、障害の有無や国籍、団体の種別等にかかわらず、誰もが地区まちづくり活動の担い手として参画し、それぞれの特徴や長所を生かして連携し、協力することの必要性を示しています。

最終段落では、本条例の制定の意義を示しています。

今日まで多くの市民の参画により培われ、享受されてきた本市の地区まちづくり活動を将来にわたって続け、市民誰もが誇りとやりがいを持って生き生きと活動に参画することができる、持続可能な地域コミュニティづくりの実現を目指して、住民主体の地区まちづくり活動を推進するため、この条例を定めました。

## 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地区まちづくり活動の推進に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、まちづくり協議会、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力ある地区まちづくり活動を推進することを目的とする。

### 【解説】

第1条は、条例の目的について定めています。

この条例は、地区まちづくり活動を推進するに当たって共有すべき基本理念や、市と市民等の責務を明らかにし、地区まちづくり活動の担い手となるまちづくり協議会や、市の支援策等に関し必要な事項を定めることにより、社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い地域コミュニティづくりの実現に向けて、将来にわたって元気な地区まちづくり活動を推進していく、という本条例の目的について示しています。

## 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地区 おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ アに掲げる者で構成される団体

ウ 市内に事務所を有する法人その他の団体（イの団体を除く。）

(3) 地域コミュニティ 一定の区域における市民等相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(4) 地区まちづくり活動 地区の市民等が相互に協力して地域コミュニティの活性化に寄与するために行う自主的な活動をいう。

## 【解説】

第2条は、この条例で使用する主な用語について、その意義を定めています。

第1号は、地区についての定義を定めています。

「おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域」と定めたのは、本市では、日常の近隣生活圏として、徒歩で行き来のできるおおむね小学校の通学区域の範囲を「地区」として位置付け、地区まちづくりセンターを設置しており、この区域を単位として様々なまちづくり活動が展開されているためです。

第2号の市民等とは、アからウまでに示した個人や団体等を含んだ定義とするものです。

地区まちづくり活動は、地区在住の個人はもちろんのこと、その地区で学んだり働いたりする個人や、事務所などを構え活動する団体や組織など、地区に関わる個人や団体が参画することで、活発となり続いていきます。

このため、アとして、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人を示し、イとして、アで示した市内に居住し、通勤し、又は通学する個人で構成される団体を示し、ウとして、イで示した団体以外で、地区に事務所を有する法人などの団体を示しています。

イの具体的な例としては、連合町内会（区長会）、生涯学習推進会、福祉推進会、校区子ども会、学校PTA、悠容クラブ、保護司会、民生委員児童委員協議会など、地縁により構成された団体や目的別に組織された団体等が挙げられます。

ウの具体的な例としては、市内に事務所を有する企業やNPO法人等が挙げられます。

第3号の地域コミュニティとは、一定の区域における、地縁等を始めとした市民等相互のつながりを基礎として形成された地域社会であることを示しています。

第4号の地区まちづくり活動とは、地区の市民等が相互に力を合わせて、安全で安心な暮らしやすい生活環境を作り上げていくために行う自主的な活動であることを示しています。

## 第3条 基本理念

（基本理念）

第3条 地区まちづくり活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 市民等が自発的かつ主体的に取り組むこと。
- (2) 市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を有すること。
- (3) 市民等と市が対等な関係でお互いの役割を理解して協働すること。

## 【解説】

第3条は、地区まちづくり活動を推進するに当たっての基本理念を定めています。

第1号では、地区まちづくり活動を実施する際には、自らの意思で自主的に取り組むことを示しています。

第2号では、誰もが平等に地区まちづくり活動に参画する権利を有していることを示しています。現状、地区まちづくり活動には性別や年代、職業の垣根を越え、様々な方々が参画しており、今後も市民等誰もがまちづくりの担い手として活躍できることが重要となります。

第3号では、地区まちづくり活動を進める上で、市民等と市による協働の取組は不可欠であり、お互いの役割を尊重した上で進めていくことを示しています。

## 第4条 市の責務

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たり、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進するために必要な支援を行うものとする。

### 【解説】

第4条は、市の責務について定めています。

第1項では、第3条の基本理念に基づき、市民等の自主的な意思を尊重した上で、活発な地区まちづくり活動が展開されるよう、市として取り組むべき必要な施策を実施することを定めています。

第2項では、第1項の施策の実施に際しては、市民等の意見に基づき、より良い施策につなげていくため、十分に市民等の意見を反映するよう努めることを定めています。

第3項では、各地区において地区まちづくり活動が進められる中で、様々な地区課題に対峙しても円滑な取組が進められるよう、市として必要な支援を実施することを定めています。

## 第5条 市民等の責務

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、自ら地区の生活環境に対する関心を高めるとともに、地区まちづくり活動に参画するよう努めるものとする。

### 【解説】

第5条は、市民等の責務について定めています。

地区まちづくり活動の活性化には、多くの市民等の参画が不可欠となります。市民等が自らが関係する地区の生活環境に関して、他人事にせず自分事として捉え、それぞれの立場で地区まちづくり活動の活性化に向けて主体的に参画するよう努めることを定めています。

## 第6条 まちづくり協議会の組織等

(まちづくり協議会の組織等)

- 第6条 市民等は、地区まちづくり活動を中心かつ主体的に行うため、各地区において自主的にまちづくり協議会を組織するものとする。
- 2 まちづくり協議会を組織するに当たり必要な事項は、次のとおりとする。
- (1) 地区における相当数の市民等をもって構成されていること。
  - (2) 規約を定めていること。
  - (3) 規約等の変更、役員を選任その他の重要事項を民主的な手続により決定することが規約等に定められていること。
  - (4) まちづくり行動計画（地区の課題解決に向けて計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めた計画をいう。）が策定されていること。

### 【解説】

第6条は、まちづくり協議会の組織等について定めています。

第1項では、地区の課題解決に向けて個々の活動を行う地区内の市民等が、地区の活性化に向け

て同じ目標を持って連携協力し、一体となった地区まちづくり活動を推進していくため、自主的にまちづくり協議会を組織することについて示しています。

第2項では、地区の市民等がまちづくり協議会を組織するに当たり、必要となる事項について示しています。

第1号では、まちづくり協議会は地区の市民等の意見が十分反映された地区まちづくり活動を進めるために、地区内のできる限り多くの市民等で構成された組織であることを定めています。

第2号では、まちづくり協議会の運営に必要となる事項を定めた規約が定められていることを定めています。

第3号では、規約の変更や役員交代等のまちづくり協議会における重要事項の決定について、民主的な手続をもって合議制により決定することが規約等に定められていることを定めています。

第4号では、まちづくり協議会を構成する市民等が地区の将来像を共有し、課題解決を目指して地区まちづくり活動を計画的に進めるために、まちづくり行動計画が策定されていることを定めています。

## 第7条 まちづくり協議会の活動拠点

(まちづくり協議会の活動拠点)

第7条 まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。

### 【解説】

第7条は、まちづくり協議会の活動拠点を定めています。

富士市では、おおむね小学校の通学範囲を区域とする地区の単位に、まちづくりセンターを設置しており、様々な地区団体等が地区まちづくりセンターを利用して活発な活動を展開しております。地区まちづくりセンターは、こうした団体等がまちづくり協議会において連携協力するための重要な場であることから、まちづくり協議会の活動拠点として位置付けるものです。

## 第8条 まちづくり協議会の取組に関する基本的事項

(まちづくり協議会の取組に関する基本的事項)

第8条 まちづくり協議会が地区の課題解決に向けた活動に取り組むに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 地区の特性を生かした主体的な活動を推進すること。
- (2) 市民等が参画しやすく、透明性の高い運営を行うこと。
- (3) 次代を担う人材を育成すること。
- (4) 市民等が絆を深めるための交流を促進すること。
- (5) 地区内外で活動する団体等と相互に連携すること。

### 【解説】

第8条は、まちづくり協議会の取組に関する基本的事項について定めています。ここでは、まちづくり協議会が地区の課題を解決していくための活動について、その在り方を示しています。

第1号では、市内26地区それぞれの特徴や歴史、地域資源等、地区の特性を十分に生かした地区まちづくり活動を推進することを定めています。

第2号では、地区の市民等による組織であるまちづくり協議会は、誰でも気軽に参画しやすい活動を実施し、活動内容や運営状況等が公開された透明性の高い運営を行うことを定めています。

第3号では、安定した地区まちづくり活動を継続していくために不可欠な人材の育成を図ることを定めています。

第4号では、活力ある地区まちづくり活動を進めるには、地区内の市民等の絆の強さが重要になり、このために市民等の相互交流を促すことを定めています。

第5号では、課題解決に向けた取組を進める上で、必要に応じて他地区のまちづくり協議会や、地区内外で活動を展開するNPO法人、企業や学校等の団体や組織と相互連携をすることを定めています。

## 第9条 まちづくり協議会と市の役割分担

(まちづくり協議会と市の役割分担)

第9条 まちづくり協議会は、地区まちづくり活動を推進し、市は、まちづくり協議会だけでは解決が困難な課題に対する地区まちづくり活動を補完するものとする。

### 【解説】

第9条は、地区まちづくり活動を推進するに当たり、まちづくり協議会と市の役割分担について定めています。

地区の課題解決に向けて、まちづくり協議会は、「地域の課題は地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義の下で行う主体的な取組を推進することを、また、市は、まちづくり協議会が解決できない課題が発生した際には、まちづくり協議会との協働や必要となる支援、自らの取組等によって補っていくことをそれぞれの役割として示しています。

## 第10条 市の支援

(市の支援)

第10条 市は、まちづくり協議会に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地区まちづくり活動に関する財政的支援
- (2) 次代を担う人材の育成に関する支援
- (3) 地区まちづくり活動を推進するために必要な情報の提供
- (4) 事務局機能の充実にに関する支援

### 【解説】

第10条は、まちづくり協議会に対する市の支援について定めています。

第1号では、市の予算の範囲内で、まちづくり協議会が活動を進めるに当たり必要とする経費の一部について財政的支援をすることを定めています。

第2号では、持続可能な地区まちづくり活動を進めるに当たり、まちづくり協議会が主体となって進める人材育成の取組について、講師派遣や情報発信等の支援を行うことを定めています。

第3号では、地区まちづくり活動を進める上で、まちづくり協議会にとって有益な助成制度や表彰制度、全国的な先進事例や他地区の取組等の情報を提供することを定めています。

第4号では、まちづくり協議会の事務局について、将来的には地区の市民等が主体となった運営体制が確立されるように、事務局運営に関するノウハウを提供するなど、機能充実にに向けた支援を行うことを定めています。